

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(輸入検査の方法) 67—3—10 輸入検査（事前検査を含む。）の方法は、見本確認（他法令の該非の確認、関税分類、知的財産侵害物品の認定等輸出貨物等についての適正な審査を行うため、従来、通関部門が行つていた貨物の見本検査のことをいう。）、一部指定検査及び全部検査の3種類とし、それぞれの取扱いは、次による。  (1)～(3) (省略)  (4) 輸入貨物の検査に際しては、必ず検査立会人を立ち会わせるものとする。 <u>なお、後記 67—3—12 に規定する「二以上の特例輸入者のみにより混載されて輸入される貨物」の場合には、前記 67—1—7 の(7)のなお書きの規定に準じて取り扱うものとする。</u>	(輸入検査の方法) 67—3—10 輸入検査（事前検査を含む。）の方法は、見本確認（他法令の該非の確認、関税分類、知的財産侵害物品の認定等輸出貨物等についての適正な審査を行うため、従来、通關部門が行つていた貨物の見本検査のことをいう。）、一部指定検査及び全部検査の3種類とし、それぞれの取扱いは、次による。  (1)～(3) (同左)  (4) 輸入貨物の検査に際しては、必ず検査立会人を立ち会わせるものとする。
(コンテナー貨物の検査) 67—3—12 コンテナーに詰められたまま輸入申告される貨物（以下「コンテナー貨物」という。）の検査の方法は、見本確認、一部指定検査及び全量取出検査の3種類とし、その取扱いについては、見本確認及び一部指定検査については、前記 67—3—10（輸入検査の方法）の(1)及び(2)に定めるところによることとし、全量取出検査については、以下に規定するところによる。  なお、輸入貨物をコンテナーに詰めたまま申告を認める取扱い（いわゆる「コンテナー扱い」）は、次の条件をすべて満たしている場合には、各關においてこれを行うこととして差し支えない。 また、税關長が必要と認める場合においては、これ以外の条件を付すこととして差し支えない。 イ (省略) ロ 一の輸入者により輸入される貨物又は二以上の特例輸入者のみにより混載されて輸入される貨物（特例申告貨物であるかどうかを問わない）であること。 ハ (省略)  (1)～(7) (省略)	(コンテナー貨物の検査) 67—3—12 コンテナーに詰められたまま輸入申告される貨物（以下「コンテナー貨物」という。）の検査の方法は、見本確認、一部指定検査及び全量取出検査の3種類とし、その取扱いについては、見本確認及び一部指定検査については、前記 67—3—10（輸入検査の方法）の(1)及び(2)に定めるところによることとし、全量取出検査については、以下に規定するところによる。  なお、輸入貨物をコンテナーに詰めたまま申告を認める取扱い（いわゆる「コンテナー扱い」）は、次の条件をすべて満たしている場合には、各關においてこれを行うこととして差し支えない。 また、税關長が必要と認める場合においては、これ以外の条件を付すこととして差し支えない。 イ (同左) ロ 一の輸入者により輸入される貨物であること。  ハ (同左)
(1)	

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(関税率表等の分類の特例扱い) 67-4-17 1 輸入申告に係る貨物が多種多様であるため、関税率表（定率法別表、暫定法別表、WTO 協定の譲許表（前記 3-2 の(1)に規定する日本国譲許表をいう。）及び経済連携協定の附属書の日本国表をいう。以下この項において同じ。）及び統計品目表の適用上の所属区分が多数に分かれる場合の輸入申告に当たっては、輸入申告者の便宜と通関事務の簡素化を図るため、次により取り扱う。 なお、本取扱いは、定率法第 3 条の 3 に規定する少額輸入貨物に対する簡易税率を適用して行う貨物には適用しない。	(関税率表等の分類の特例扱い) 67-4-17 1 輸入申告に係る貨物が多種多様であるため、関税率表（定率法別表、暫定法別表、WTO 協定の譲許表（前記 3-2 の(1)に規定する日本国譲許表をいう。）及び経済連携協定の附属書の日本国表をいう。以下この項において同じ。）及び統計品目表の適用上の所属区分が多数に分かれる場合の輸入申告に当たっては、輸入申告者の便宜と通関事務の簡素化を図るため、次により取り扱う。 なお、本取扱いは、定率法第 3 条の 3 に規定する少額輸入貨物に対する簡易税率を適用して行う貨物には適用しない。
(1)～(2) (省略)	(1)～(2) (同左)
(3) この取扱いの実施に当たっては、次の事項に留意するものとする。 イ (省略) ロ (1)のイ又はハの分類方法による場合には、従価税率、従量税率等税率の種別が異なる品目ごとに適用し、従量税率適用品目については関税率の数量単位の異なる品目ごとに適用すること。 ハ～ニ (省略)	(3) この取扱いの実施に当たっては、次の事項に留意するものとする。 イ (同左) ロ (1)のイの分類方法による場合には、従価税率、従量税率等税率の種別が異なる品目ごとに適用し、従量税率適用品目については関税率の数量単位の異なる品目ごとに適用すること。 ハ～ニ (同左)
第 7 節 知的財産侵害物品（輸出）	第 7 節 知的財産侵害物品（輸出）
(輸出差止申立ての提出) 69 の 4-2 輸出差止申立てをしようとする権利者に対し、次の要領により所要の資料の提出を求めるものとする。	(輸出差止申立ての提出) 69 の 4-2 輸出差止申立てをしようとする権利者に対し、次の要領により所要の資料の提出を求めるものとする。
(1)～(2) (省略)	(1)～(2) (同左)
(3) 提出書類等 提出を求める書類等は、「輸出（積戻し）差止申立書」（C-5640）（不正競争差止請求権者にあっては、「輸出（積戻し）差止申立書（保護対象商品等表示等関係）」（C-5642）、 <u>受理されている輸出差止申立てについて権利、品名又は自己の権利を侵害すると認める理由を追加する場合にあっては「輸出（積戻し）差止申立書（権利・品名・侵害理由追加）」（C-5644）</u> （注）。以下この節において同じ。）並びに後記 69 の 4-3 及び 69 の 4-4 に定める添付資料等とし、提出部数は 1 部とする。ただし、サンプル等の現物が提出された場合には、申立人に過度の負担を与えない範囲内で必要と認める数の提出を求めることができるものとする。	(3) 提出書類等 提出を求める書類等は、「輸出（積戻し）差止申立書」（C-5640）（不正競争差止請求権者にあっては、「輸出（積戻し）差止申立書（保護対象商品等表示等関係）」（C-5642）。以下この節において同じ。）並びに後記 69 の 4-3 及び 69 の 4-4 に定める添付資料等とし、提出部数は 1 部とする。ただし、サンプル等の現物が提出された場合には、申立人に過度の負担を与えない範囲内で必要と認める数の提出を求める能够とするものとする。

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>れた場合には、申立人に過度の負担を与えない範囲内で必要と認める数の提出を求めることができるものとする。また、「輸出（積戻し）差止申立書（権利・品名・侵害理由追加）」による申立ての場合において、受理されている輸出差止申立ての記載又は添付資料と内容が同一のものについては、記載又は添付の省略を認めて差し支えない。</p> <p>(注) 権利を追加する場合は、同じ知的財産権の範囲内における新たな権利（権利の存続期間が受理されている輸出差止申立ての有効期間と同一のもの又は超えるものに限る。）に限る。</p> <p>(4) (省略)</p>	
<p style="text-align: center;">第 8 節 知的財産侵害物品（輸入）</p> <p>(輸入差止申立ての提出)</p> <p>69 の 13-2 輸入差止申立てをしようとする権利者に対し、次の要領により所要の資料の提出を求めるものとする。</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) 提出書類等</p> <p>提出を求める書類等は、「輸入差止申立書」(C-5840)（不正競争差止請求権者にあっては、「輸入差止申立書（保護対象商品等表示等関係）」(C-5842)、受理されている輸入差止申立てについて権利、品名又は自己の権利を侵害すると認める理由を追加する場合にあっては「輸入差止申立書（権利・品名・侵害理由追加）」(C-5844) (注)。以下この節において同じ。）並びに後記 69 の 13-3 及び 69 の 13-4 に定める添付資料等とし、提出部数は 1 部とする。ただし、サンプル等の現物が提出された場合には、申立人に過度の負担を与えない範囲内で必要と認める数の提出を求めるものとする。また、「輸入差止申立書（権利・品名・侵害理由追加）」による申立ての場合において、受理されている輸入差止申立ての記載又は添付資料と内容が同一のものについては、記載又は添付の省略を認めて差し支えない。</p> <p>(注) 権利を追加する場合は、同じ知的財産権の範囲内における新たな権利（権利の存続期間が受理されている輸入差止申立ての有効期間と同一のもの又は超えるものに限る。）に限る。</p> <p>(4) (省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 8 節 知的財産侵害物品（輸入）</p> <p>(輸入差止申立ての提出)</p> <p>69 の 13-2 輸入差止申立てをしようとする権利者に対し、次の要領により所要の資料の提出を求めるものとする。</p> <p>(1)～(2) (同左)</p> <p>(3) 提出書類等</p> <p>提出を求める書類等は、「輸入差止申立書」(C-5840)（不正競争差止請求権者にあっては、「輸入差止申立書（保護対象商品等表示等関係）」(C-5842)。以下この節において同じ。）並びに後記 69 の 13-3 及び 69 の 13-4 に定める添付資料等とし、提出部数は 1 部とする。ただし、サンプル等の現物が提出された場合には、申立人に過度の負担を与えない範囲内で必要と認める数の提出を求めるものとする。</p> <p>(4) (同左)</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(輸入差止申立てに係る供託等)</p> <p>69 の 15-1 法第 69 条の 15 の規定に関する用語の意義及び同条の規定の適用に関する手続は次による。</p> <p>(1) 供託命令 イ～ハ (省略)</p> <p>二 供託命令の手続</p> <p>知的財産調査官又は知的財産担当官（これらの者が配置されていない官署にあっては、発見部門の長。（2）から（9）まで並びに後記 69 の 16-1（見本検査承認申請等）及び 69 の 16-3（見本検査に係る供託等）から 69 の 16-5（見本の返還等）までにおいて「知的財産調査官等」という。）は、金銭を供託すべき旨を申立人に命ずる場合には、「供託命令書」を当該申立人に交付するとともに、収納課長等に「供託命令書」の写しをもってその旨を通報する。</p> <p>この場合において、署所知的財産調査官又は知的財産担当官（これらの者が配置されていない官署にあっては、発見部門の長）が供託命令を行った場合には、本関知的財産調査官に供託命令を行った旨を「供託命令書」の写しをもって通報するものとし、本関知的財産調査官は、その旨を総括知的財産調査官に通報する。</p> <p>なお、生鮮疑義貨物については、認定手続の開始を決定した後速やかに、申立人に対して供託命令を行い（必要と認めるときは口頭により命令することができるものとし、その場合には併せて FAX 等による当該命令の内容の通知を行うよう努めることとする。）、当該命令に従う意思のない旨の回答を確認した場合には、期限の経過を待つことなく、認定手続を取りやめて差し支えない（法第 69 条の<u>15 第 11 項</u>の通知を行うことに留意する。）。また、口頭による命令を行った場合は、上記の口頭による命令が行われた旨及びその日を証する「生鮮疑義貨物に係る供託命令実施確認書」（C-5872）正副 2 部を当該申立人に交付し、副本について当該申立人が記名のうえ押印又は署名したものを作成するものとする。</p> <p>(2)～(9) (省略)</p>	<p>(輸入差止申立てに係る供託等)</p> <p>69 の 15-1 法第 69 条の 15 の規定に関する用語の意義及び同条の規定の適用に関する手続は次による。</p> <p>(1) 供託命令 イ～ハ (同左)</p> <p>二 供託命令の手続</p> <p>知的財産調査官又は知的財産担当官（これらの者が配置されていない官署にあっては、発見部門の長。（2）から（9）まで並びに後記 69 の 16-1（見本検査承認申請等）及び 69 の 16-3（見本検査に係る供託等）から 69 の 16-5（見本の返還等）までにおいて「知的財産調査官等」という。）は、金銭を供託すべき旨を申立人に命ずる場合には、「供託命令書」を当該申立人に交付するとともに、収納課長等に「供託命令書」の写しをもってその旨を通報する。</p> <p>この場合において、署所知的財産調査官又は知的財産担当官（これらの者が配置されていない官署にあっては、発見部門の長）が供託命令を行った場合には、本関知的財産調査官に供託命令を行った旨を「供託命令書」の写しをもって通報するものとし、本関知的財産調査官は、その旨を総括知的財産調査官に通報する。</p> <p>なお、生鮮疑義貨物については、認定手続の開始を決定した後速やかに、申立人に対して供託命令を行い（必要と認めるときは口頭により命令することができるものとし、その場合には併せて FAX 等による当該命令の内容の通知を行うよう努めることとする。）、当該命令に従う意思のない旨の回答を確認した場合には、期限の経過を待つことなく、認定手続を取りやめて差し支えない（法第 69 条の<u>20 第 12 項</u>の通知を行うことに留意する。）。また、口頭による命令を行った場合は、上記の口頭による命令が行われた旨及びその日を証する「生鮮疑義貨物に係る供託命令実施確認書」（C-5872）正副 2 部を当該申立人に交付し、副本について当該申立人が記名のうえ押印又は署名したものを作成するものとする。</p> <p>(2)～(9) (同左)</p>